

20ヶ月齢以下のBSE（牛海綿状脳症）検査の継続 に関する要望意見書

平成13年に我が国で初めてBSE感染牛が確認され、国は消費者の国産牛肉に対する不安を払拭し、食の安全・安心を確保する観点からBSEの全頭検査となりました。

その後、BSE検査の月齢基準の見直しがされたものの、消費者の不安・不信感が払拭されないため、検査補助により事実上全頭検査を行ってきたことにより、牛肉に対する消費者の安心や信頼が確保され、国民は安全な牛肉を選択することができた経過にあります。

しかし、厚生労働省は、「平成20年7月で月齢20ヶ月以下のBSE検査補助を打ち切る」との方針を決め、さらに、全国の自治体に対し、「20ヶ月齢以下の牛へのBSE検査を平成20年7月末で一斉に中止することを求める」との通知を出したことは、BSEの発生原因や感染経路・発症のメカニズムが完全に解明されていない中で、安全を確保する観点から容認することはできません。

若齢牛の検査を打ち切り、未検査の牛肉が流通・販売されることになれば、消費者は大きな不安を抱くことになり、また、生産者にとってもようやく築き上げてきた国産牛肉に対する信頼が揺らぎ、経営に大きな影響を及ぼすこととなります。

今日、国内においては、食品における様々な不正行為が発覚するなど「食の安全・安心」に対する不安・不信が高まっている中で、若齢牛へのBSE検査の中止は、流通・販売現場に混乱を招くとともに、新たな偽装表示の温床になることが懸念されるなど、その影響は極めて大きいものと考えられます。

よって、政府においては、消費者の信頼に支えられた安全・安心な食の確保のため、次の事項について強く要望します。

記

- 1 国は、日本がBSE清浄国となるまで、20ヶ月齢以下のBSE検査を実施している自治体に対する検査補助の費用を継続すること。また、全国の自治体への検査中止を求めた通知を撤回すること。
- 2 BSEの感染経路や感染源の徹底究明と発症メカニズムの解明を急ぎ、消費者の不安を払拭すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月27日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎